

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業における
介護予防ケアマネジメントに要した費用の支払について
計 1 枚（本紙を除く）

Vol.579

平成 29 年 1 月 17 日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986）
FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 17 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント
に要した費用の支払について

平素より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 4 月の改正介護保険法の施行により、各自治体では介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）への移行が順次行われているところです。

介護予防ケアマネジメント費を国保連合会経由で支払うことについては、平成 26 年 10 月 1 日付介護保険最新情報 Vol. 396 の第 6 の問 14 において、「サービス事業対象者に係る介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料と同様に市町村が支払うこととしており、国保連合会を経由した支払はできない」としてきました。

この点に関し、市町村や国保連合会から国民健康保険団体中央会（以下「国保中央会」という。）に対し、事務負担軽減のため、介護予防ケアマネジメント費を国保連合会経由で支払うことができるようシステムの改善を図ることについて要望が寄せられています。

このため、今般、市町村の総合事業にかかる効率的な事務実施の観点から、平成 29 年 5 月審査分より、介護予防ケアマネジメント費の地域包括支援センターへの委託払いに当たり、国保連合会を経由した支払いを可能とすることとし、併せて介護保険最新情報 Vol. 396 の第 6 の問 14 を廃止いたします。

については、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

TEL 03-5253-1111（内線 3982、3986）

FAX 03-3503-7894